

## 佐賀県診療情報地域連携システム協議会設置要綱

### (目的)

第1条 佐賀県内の医療機関、医療関係団体等が連携し、佐賀県診療情報地域連携システム（以下「ピカピカリンク」という。）の安定的な運営を推進することを目的として、佐賀県診療情報地域連携システム協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げることを行う。

- (1) ピカピカリンクの運用管理に関すること。
- (2) ピカピカリンクの普及促進に関すること。
- (3) ピカピカリンクの利活用に係る調査・研究に関すること。
- (4) その他この協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 協議会は、その目的に賛同する別紙の公開用ゲートウェイサーバ設置医療機関、医療関係団体等（以下「機関・団体」という。）により構成する。

- 2 協議会の委員は、別紙の機関・団体から推薦された者とする。
- 3 委員は、22名以内とする。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長及び副会長の任期は、2年とする。

### (会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員が出席できないときは、所属する機関の他の者に代理させることができる。
- 4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の運営上必要と認める場合は、委員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長が所属する機関・団体に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成27年7月28日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、平成27年度における事務局は佐賀県とする。
- 3 佐賀県診療録地域連携システム推進協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

(別紙)

佐賀県診療情報地域連携システム協議会構成機関・団体

区分	機関・団体名称
公開用ゲートウェイサーバ設置医療機関	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
	国立大学法人佐賀大学医学部附属病院
	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院
	独立行政法人国立病院機構佐賀病院
	公益財団法人佐賀県健康づくり財団
	日本赤十字社唐津赤十字病院
	社会福祉法人恩賜財団済生会唐津病院
	医療法人社団如水会今村病院
	社会医療法人祐愛会織田病院
	独立行政法人国立病院機構嬉野医療センター
	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院
	伊万里・有田地区医療福祉組合伊万里有田共立病院
	特定医療法人静便堂白石共立病院
	社会医療法人謙仁会山元記念病院
	一般社団法人巨樹の会新武雄病院
医療関係団体	一般社団法人佐賀県医師会
	一般社団法人佐賀県歯科医師会
	一般社団法人佐賀県薬剤師会
行政	佐賀県